
日タイEPAに基づく原産地証明書データ交換
におけるパイロット運用
(令和7年3月31日～6月1日)

<e-COご利用のポイント>

財務省関税局
令和7年3月

NACCSにおけるパイロット運用の概要

目的

本パイロット運用においては、実際にタイ発給機関で発給されたe-COを利用して以下のことを確認します。

- (1) タイ発給機関が発給するe-COが輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」）において正しく受信できること
- (2) NACCSが受信したe-COが、NACCSの利用者（輸入者、通関業者、税関）により適切に利用できること

期間

令和7年3月31日（月）から6月1日（日）までとします。

パイロット運用において、上記(1)及び(2)が安定的に実施できた場合、6月2日（月）から本格運用に移行する予定です。

参加者

日タイEPAに基づき、EPA税率を適用しようとする輸入貨物の**通関手続をNACCSで行う輸入者又は通関業者の方であって、e-COの利用を希望し、本パイロット運用にご協力いただける方であれば、事前申込みなどを行うことなく、ご参加いただけます。**

※ e-COのご利用にあたっては、本資料のほか、『日タイ経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるパイロット運用に係る実施要領』に取扱いの詳細を掲載しております。併せてご確認の上、ご利用願います。

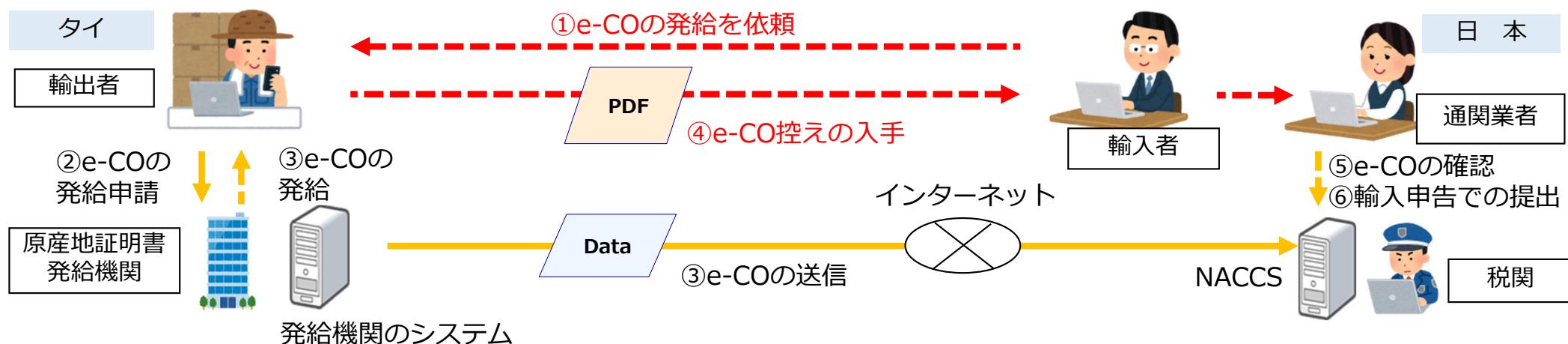
e-COの利用方法：ステップ①（e-COの発給）

タイの輸出者へのe-COの発給依頼

タイ発給機関（商務省）は、令和7年3月31日（月）から日本向けe-COの発給申請の受付を開始します。日本での輸入申告においてe-COの利用を希望される場合、輸入者等において貿易取引相手であるタイの輸出者にe-COの発給手続を依頼してください。

タイの輸出者からのe-CO控えの入手

タイの輸出者は、タイ発給機関のシステムから発給を受けたe-COの控えをPDFファイルによりダウンロードすることができます（以下「e-CO控え」）。パイロット運用期間中、日本への輸入申告においてe-COを利用する際にはe-CO控えを併せて提出していただくことになりますので、**タイの輸出者からe-CO控えを入手してください。**



e-COの利用方法：ステップ② (e-COの確認その1)

タイ発給機関が発給したe-COはNACCSに直接送信されます。NACCSが受信したe-COを輸入申告に使用する際には、輸入者等において事前にNACCSでe-COの内容を確認してください。

NACCSでのe-COの確認方法

NACCSで受信したe-COの内容は、「**原産地証明書情報内容照会（IOV）**」業務で以下のデータ項目を入力することによって照会することができます。

【方法1】「**C/O番号**」にe-COの原産地証明書番号（Reference No.）を、
「**e C/Oキー**」にe-COの1品目目のインボイス番号（Invoice number）を入力

【方法2】「**N-C/O番号**」を入力

※「N-C/O番号」はNACCSでe-COを受信したときに付与される番号であり、IOV業務で照会したe-COの情報から確認することができます。そのため、初回は必ず【方法1】により照会する必要があります。

IOV業務（入力画面イメージ）

照会区分 *	<input type="checkbox"/>
N-C/O番号	202209071234ABCD
C/O番号	<input type="text"/>
e C/Oキー	<input type="text"/>
国コード	<input type="text"/>
申告等番号	<input type="text"/>
欄番号	<input type="text"/>

e-CO控え（イメージ）



※NACCSでのe-COの利用方法の詳細はNACCS掲示板をご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

e-COの利用方法：ステップ②（e-COの確認その2）

IOV業務（照会結果イメージ）

IOV業務ではe-COの情報を帳票形式で出力することもできます。

IOV 原産地証明書情報照会情報

ファイル(F) 表示(V)

共通部 摘部

照会区分 <input type="checkbox"/>	N-C/O番号 <input type="text"/>	C/O番号 <input type="text"/>
e C/Oキー <input type="text"/>	国コード <input type="checkbox"/>	申告等番号 <input type="text"/>
協定名称 <input type="text"/>	ステータス <input type="text"/>	総欄数 <input type="text"/>
<p>Exporter's name, address and country (輸出者ID、輸出者名、輸出者住所)</p> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
<p>Submission (提出日) <input type="text"/></p> <p>Category code (カテゴリコード) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>Issuer Party/Code/Name (発給国コード、発給国名) <input type="checkbox"/> <input type="text"/></p>		
<p>Origin Party/Code/Name (原産国コード、原産国名) <input type="checkbox"/> <input type="text"/></p> <p>Final destination Party/Code/Name (最終仕向国コード、最終仕向国名) <input type="checkbox"/> <input type="text"/></p> <p>Means of transport/Code/Name (輸送手段コード、船名・便名) <input type="checkbox"/> <input type="text"/></p>		
<h2 style="background-color: red; color: white; padding: 10px; text-align: center;">原産地証明書情報 (共通部)</h2>		

IOV 原産地証明書情報照会情報

ファイル(F) 表示(V)

共通部 欄部

Item number (欄番号) HS code (HS番号) Number and kind of packages (梱包種類)

Itemised category code (品目カテゴリーコード) Quantity (数量)

Gross weight (重量 (グロス))

Preference criterion (特恵基準)

原産地証明書情報
(欄部)

Description of goods (品名)

※NACCSでのe-COの利用方法の詳細はNACCS掲示板をご参照ください。

※NACCSのECO用入力方法の詳細はNACCS専用板をご参照ください。
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

e-COの利用方法：ステップ③（輸入申告時のe-COの提出その1）

輸入申告における取扱い

日タイEPAに基づくEPA税率を適用しようとする貨物の**輸入申告（予備申告を行う場合には予備申告）の際に、e-COを提出するとともに**、タイの輸出者から入手した**e-CO控えも併せて提出してください。**税関において当該e-COをe-CO控えと対査し、必要な確認を行います。

【e-COの提出方法】

「輸入申告事項登録（IDA）」業務において輸入承認証等欄に以下の①又は②のいずれかを入力したうえで輸入申告を行ってください。

(方法1) **eC／Oキー**(e-COの1品目目のインボイス番号)及び**C／O番号**(原産地証明書番号)を入力

※ 必ずeC／Oキー、C／O番号の順に2欄連続して入力してください。

輸入承認証等識別	輸入承認証番号等
GENS	1品目目のインボイス番号（eC／Oキー）
GENS	原産地証明書番号（C／O番号）

(方法2) **N-C／O番号**を入力

※ 原則、N-C/O番号を使用するか否かは自由ですが、①のeC／Oキー又はC／O番号が20桁を超える場合等は輸入承認証番号等欄に入力できないため、②のN-C／O番号を入力する必要があります。

輸入承認証等識別	輸入承認証番号等
GENN	N-C／O番号

【e-CO控えの提出方法】

e-CO控えの提出は、従来の原産地証明書の提出方法（NACCSの申告添付登録（MSX）業務を含む。）と同様に行ってください。

e-COの利用方法：ステップ③（輸入申告時のe-COの提出その2）

IDA業務入力イメージ（輸入承認証等欄）

（方法1）

eC/Oキー①			C/O番号①			eC/Oキー②		
輸入承認証等	1 GENS	INV00001111	2 GENS	TJ2022-000001		3 GENS	INV00002222	
	4 GENS	TJ2022-000002	5 TASY	1234567891		6		
	7		C/O番号②	8		9		

又は

（方法2）

N-C/O番号①			N-C/O番号②					
輸入承認証等	1 GENN	202209071234ABCD	2 GENN	202209075678EFGH		3 TASY	1234567891	
	4		5			6		
	7		8			9		

注1 IDA業務で入力したeC/Oキー及びC/O番号の組合せ又はN-C/O番号に該当するe-COの情報がNACCSに登録されていない場合には、エラーとなりIDA業務を行うことができません。

注2 原産地証明書識別コードは、e-COを使用する場合も通常の原産地証明書を使用する場合と同じ「THT4」（日タイEPA・第三者証明制度）を入力してください。

注3 輸入申告において**入力漏れ、入力誤り等があった場合には、速やかに申告先税関にご相談下さい。**

※ NACCSでのe-COの利用方法の詳細はNACCS掲示板をご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

参考情報・お問い合わせ先

■ 参考情報

- 原産地証明書のデータ交換について（税関HP/原産地規則ポータル）
<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>
- 輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 関係資料（NACCS掲示板）
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

■ お問い合わせ先

- NACCSの業務仕様等に関するお問合せ
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）
システム運用部 運用企画課 e-CO担当 メールアドレス：e-co@naccs.jp
- 原産地規則・関連する税関手続に関するお問合せ
各税関の原産地調査官 <https://www.customs.go.jp/question2.htm#c>

※日本からの輸出に関するe-COの利用については、発給システムに関するご質問は日本商工会議所へ、その他の運用に関するご質問は経済産業省へお問い合わせください。

（経済産業省ニュースリリース）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/JTEPA_eCO.html